令和７年度発達障害関係予算要望事項
に対する回答書

さいたま市

内容

１　共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）「トライアングル」プロジェクトの強化 4
（１）福祉・教育の合同研修の実施 4
（２）「地域連携推進マネジャー」の配置 4
（３）家庭向けのパンフレットの充実 4
２　障害福祉 5
（１）発達障害に関する理解促進 5
（２）発達障害のある人への支援 5
（ア）ひとり暮らしの発達障害者に対する訪問支援制度の確立 5
（イ）発達障害者に対する自立支援の拡充 6
（ウ）発達障害の特性によって生じるひきこもりの予防や対応策の周知徹底 6
（エ）青年以降の発達障害本人に対するピアカウンセリングと本人向けパンフレットの充実 6
（３）家族（親、きょうだい、配偶者等）に対する支援 7
（ア）「小学 4 年以上」の発達障害の子どもを持つ親に対するピアサポートの提供 7
（イ）親以外の家族（きょうだい・配偶者等）支援策の具体的提供 7
（４）一般市民に対する啓発周知の工夫 7
（５）発達障害に対するオンライン相談体制の整備 8
（６）発達障害の診療待機の解消と地域医療体制の整備 8
（７）さいたま市立療育機関における療育初診年齢の拡大 8
3　教育 9
（１）合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実 9
（ア）全教職員に対する特別支援教育および合理的配慮の研修時間の拡充 9
（イ）ICT を活用した学校における教科指導と家庭学習の連携 9
（ウ）通常学級における教科書デジタルデータの活用と音声教材の普及 9
（エ）当事者が希望する通級指導教室の体制整備 9
（オ）通常学級の保護者および PTA への周知 10
（２）図書館における読書バリアフリーの推進 10
（３）発達障害のある児童生徒に対する不登校支援 11
４　就労 11
（１）就労支援機関における就労選択支援の徹底 11
（２）発達障害者の能力に見合った職場や職種の周知 11
（３）ICT を活用した効果的な発達障害者就労支援技法の情報提供 12
（４）発達障害者の職場定着支援の強化 12
（５）職場における発達障害のある人への合理的配慮の提供と理解促進 12

（６）発達障害者就労支援センターの創設 12
（７）障害者総合支援センターにおけるジョブコーチの養成と増員 12

１　共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）「トライアングル」プロジェクトの強化

（１）福祉・教育の合同研修の実施

福祉部局と教育委員会等による合同研修は実施しておりませんが、福祉・教育共に参加できる発達障害に関する研修や講演会を実施しております。

切れ目のない支援をより推進していくための施策について、引き続き、福祉部局・教育委員会等と検討してまいります。

【障害政策課】

教育委員会では、福祉局と連携し、トライアングルプロジェクトの周知及び推進について、これまで、各学校へ通知し、各種研修会で取り上げてまいりました。

教員を対象とした各種研修会では、福祉部局の職員が講義を行い、連携をしているところです。

今後もより一層、家庭と教育と福祉の連携が進み、切れ目のない支援体制が強化されるよう努めてまいります。

【特別支援教育室】

（２）「地域連携推進マネジャー」の配置

本市において、現在のところ、地域連携推進マネジャーを配置する計画はございません。しかし、地域連携推進マネジャーの役割である、教育と福祉の部局の連携推進については、関係課全体で取り組む必要があり、今後も、教育・福祉の関係各課が連携を強化できるよう検討の場を設けてまいります。

また、発達障害者支援センターでは、令和６年度に教職員を対象に、障害福祉サービス・制度の理解や連携の実際を学ぶ研修会を開催いたしました。今後もこうした、教育と福祉双方が互いに理解を深め、連携を強化できる企画を検討してまいります。

【障害者総合支援センター】
【障害政策課】

（３）家庭向けのパンフレットの充実

「ちょっと気になる子（発達障害）を理解するためについて」は、支援機関情報を毎年更新させていただいております。昨年度公開した、発達障害児サービス提供事業所検索マップについても、掲載できるよう紙面スペースを検討してまいりたいと思います。

引き続きパンフレットには、必要な情報を載せてまいります。

【障害政策課】

２　障害福祉

（１）発達障害に関する理解促進

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に合わせて実施しております３月の発達障害の講演会については、広く様々な方に、発達障害を知っていたいただくこと、発達障害に関する理解を深めていただくことを目的としております。

場所や時間の制約により講演会会場に行くことができないという方や、自宅等で気軽に見られるのであれば見てみたいというような方でも受講できるように、昨年度は、講師の協力を得て、短期間のアーカイブ配信の実施をおこないました。

しかしながら、講演会と動画配信については、講師の準備や負担が異なるため、講師と相談しながらの実施となります。また、講演内容にも影響するため、長期の録画配信をすることを前提とした講演会の実施は難しいと考えます。

講演会の内容、会場機材にもよりますが、講師と相談しながら、録画配信について引き続き検討してまいりたいと思います。

【障害政策課】

（２）発達障害のある人への支援

（ア）ひとり暮らしの発達障害者に対する訪問支援制度の確立

さいたま市では、地域で生活する障害のある方の身近な相談支援機関として、障害者生活支援センターを全区に設置しております。

同センターにおいて、障害のある方の生活全般に関する事柄について、電話や支援者による訪問等で対応しておりますが、障害のある方の多様なニーズに対応できるよう、今後も適切な相談支援に努めてまいります。

【障害福祉課】

（イ）発達障害者に対する自立支援の拡充

発達障害者支援センターでは、就労がまだ難しいけれども、自立や社会参加を目指したいという相談をよくお受けしております。

集団参加が難しい場合は、まず個別相談を中心に関わらせていただいております。そして、相談者個々の状況や希望に応じて、個別面接を軸にしながらも、講座や当センターで実施している居場所支援（社会参加事業）をご案内したり、必要に応じて、障害者生活支援センター等と連携して、その方に合う地域のサービス・資源につながるように支援をしております。

今後も就労以前の段階にある方への支援方法について検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

（ウ）発達障害の特性によって生じるひきこもりの予防や対応策の周知徹底

ご提案内容を参考にさせていただき、ホームページの充実について検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

ひきこもり相談センターでは、ひきこもり状態にある方の様々な背景要因の一つに発達の課題があることを周知し、周囲の方への理解を促すため、当センターで発行しているパンフレットに発達障害に関する内容を掲載しております。

引き続き、市民がひきこもりに関する正しい知識を得られ、発達の課題を背景に持つ方への適切な支援につながるよう、普及啓発に努めてまいります。

【こころの健康センター】

（エ）青年以降の発達障害本人に対するピアカウンセリングと本人向けパンフレットの充実

発達障害者支援センターでは、当事者向け講座として、当センターに継続相談をしている方を対象に当事者同士の意見交換と交流を図る「情報交換会・交流会」を実施しております。令和６年度は３回実施をする予定です。今後も引き続き、適切な実施内容、頻度等を検討しながら当事者同士の交流の場を設けていければと思います。

本人向けパンフレットにつきましては、いただきました提案を参考に、今後既存のパンフレットの見直しを検討していきたいと思います。

【障害者総合支援センター】

（３）家族（親、きょうだい、配偶者等）に対する支援

（ア）「小学４年以上」の発達障害の子どもを持つ親に対するピアサポートの提供

小学４年以上の発達障害の子どものご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、ご要望に応じて、相談・情報入手先として、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。

【障害政策課】

（イ）親以外の家族（きょうだい・配偶者等）支援策の具体的提供

さいたま市発達障害者支援センターは、ごきょうだい、配偶者の方などを含めたご家族からのご相談もお受けしております。個別支援の中で配偶者との関わり方やごきょうだいのお気持ちを伺ったり、個々の事情に合わせた取組みについて、一緒に検討しております。

また、令和６年度はごきょうだい、配偶者の方も対象とした家族講座にて参加者同士が悩みや思いを共有する交流会を実施する予定です。

今後も引き続き、様々な立場のご家族に参加していただける機会を設け、支援してまいります。

【障害者総合支援センター】

（４）一般市民に対する啓発周知の工夫

自閉症啓発デーにあわせて毎年行っております発達障害の講演会やブルーライトアップについては、多くの市民の方々に発達障害について関心を持ってもらうことが重要と考えております。

昨年度は、試験的にハイブリッド講座を行なったり、アーカイブ配信といった参加しやすい講演会に取り組みました。

引き続き、工夫を続けながら実施してまいります。

【障害政策課】

（５）発達障害に対するオンライン相談体制の整備

発達障害者支援センターでは、現在までのところ、相談者からオンライン相談の希望の申し出は特にありません。また、様々な事情で来所できない場合は、電話による継続相談、または、ご自宅やご自宅近くの区役所等へ訪問し面接を実施しています。

さらに現在、個人情報を保護するための通信環境が十分整っていない状況もあることから、オンライン相談をすぐに実施できる体制ではありません。

しかし、オンライン相談という方法の選択肢が増えることは、市民・支援者双方にとって利点がありますので、通信環境の改善等の検討を進めてまいります。

【障害者総合支援センター】

（６）発達障害の診療待機の解消と地域医療体制の整備

さいたま市では、埼玉県と共同で医療関係者向けに次の研修を実施しています。

・かかりつけ医研修（発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施）

・医師向け研修（精神科・小児科医を対象）

・看護師向け研修（小児科・精神科等医療機関に勤務する看護師等を対象）

今後も、埼玉県と共同して研修を進めてまいります。

【障害政策課】

（７）さいたま市立療育機関における療育初診年齢の拡大

ひまわり学園では、就学の前後に関わらず、相談の主訴である発達上の課題を中心に、これまでの成長段階での困りごと等を相談員が聞き取りしており、課題を整理したのち、受診していただいております。また、就学後の場合は、保護者からの聞き取りの他、担任教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等とも情報共有し、発達特性の有無が生活を困難にしている中心的な課題であるかを精査した上で、受診していただいている状況です。

今後も引き続き就学後の児童にも必要な支援が行き届くよう関係機関と連携し療育体制の充実に努めてまいります。

【総合療育センターひまわり学園　総務課】

３　教育

（１）合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

（ア）全教職員に対する特別支援教育および合理的配慮の研修時間の拡充

教育委員会では、「さいたま市学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」や「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり」を作成し、周知を図っております。

今後も管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修において、合理的配慮の提供の周知に努め、全ての教職員が合理的配慮を理解し、発達障害のある児童生徒に適切な指導・支援が行われるよう努めてまいります。

【特別支援教育室】

（イ）ICT を活用した学校における教科指導と家庭学習の連携

さいたま市の教員全員が利用できる「特別支援教育サイト」や「さいたま市特別支援教育の Web ページ」に「インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース)」や「合理的配慮等具体例データ集　合理的配慮サーチ」を掲載し、特別支援教育担当教員だけでなく、通常学級担任も活用できるようにしており、ＩＣＴを活用した学習環境の推進に努めております。

【特別支援教育室】

（ウ）通常学級における教科書デジタルデータの活用と音声教材の普及

昨年 11 月に、全ての小中学校の学校だより、または学校ホームページに、マルチメディアデイジー教科書及び音声教材の紹介について掲載するよう通知し、周知を図りました。

今後も、必要な児童生徒が、パソコン等の端末で、必要なツールとして活用ができるよう、周知を続けてまいります。

【特別支援教育室】

（エ）当事者が希望する通級指導教室の体制整備

現在、教育委員会では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めております。また、通級指導教室に通う児童生徒の指導効果を高めることを

目的にして、通級指導教室担当者が児童生徒の在籍校に訪問して行う指導や、パソコンを活用したオンラインによる指導を、必要な児童生徒に対して実施しているケースもございます。

【特別支援教育室】

（オ）通常学級の保護者およびPTAへの周知

教育委員会では、全ての教職員が合理的配慮を理解し、児童生徒に適切な支援が行えるよう周知をしているところです。

このことが、他の保護者へ誤解を与えることなく支援が継続されるよう、学校を通じて、保護者に対しても合理的配慮についての理解を広げていけるよう努めてまいります。

【特別支援教育室】

（２）図書館における読書バリアフリーの推進

読むことが困難な子どもの読書環境を充実させることは重要であると考えております。

学校図書館の電子書籍とマルチメディアデイジー図書の整備にあたっては、閲覧環境や電子書籍の使用に係る契約手続きの整備が課題となっており、各学校での導入が進んでいないと認識しております。

しかしながら、現在、さいたま市の児童生徒は、１人１台端末を活用し、さいたま市図書館利用者カードのIDで立図書館の電子書籍（約９５００冊）を閲覧することが可能ですので、引き続き電子書籍の活用について周知してまいります。

【教育課程指導課】

さいたま市図書館では、電子書籍約9,500点とマルチメディアデイジー図書約250点の所蔵があり、貸出を行っています。また、さいたま市に所蔵のないマルチメディアデイジー図書についても、利用者からの要望に応じて、全国的なネットワークを利用しての借用やコンテンツのダウンロードにより提供しています。なお、マルチメディアデイジー図書の貸出には別途バリアフリーサービスの利用登録が必要です。

【中央図書館　資料サービス課】

（３）発達障害のある児童生徒に対する不登校支援

現在、市内６か所の教育相談室、教育相談室に併設されている教育支援センターでは、様々な理由で学校に行くことが困難な児童生徒に対して相談・支援を行っています。また、不登校等児童生徒支援センター（Growth）（以下、「Growth」）では、オンライン学習等の ICT を活用した学習支援や体験活動、相談支援を行っています。

支援にあたっては、臨床心理士及び精神保健福祉士、Growth では社会福祉士を加えた専門職が、児童生徒一人ひとりの特性に応じて、面談や学習支援等を通してきめ細かな支援を行っています。

本市のホームページでは、教育相談室及び Growth（Growth は市のホームページに加えて専用ホームページを開設）において、様々な理由で学校に行くことが困難な児童生徒に対して相談・支援を行っていく旨を明記しています。

引き続き、児童生徒一人ひとりの特性に応じて専門職によるきめ細かな支援を行ってまいります。

【総合教育相談室】

４　就労

（１）就労支援機関における就労選択支援の徹底

改正障害者総合支援法で新たに創設された就労選択支援については、現時点で施行日が確定しておらず、詳細な実施方法等が示されていません。（令和６年８月 27 日現在）

就労選択支援の実施にあたっては、就労移行支援事業所などの指定障害福祉サービス事業所が実施主体となる可能性もあり、詳細が分かり次第対応を検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

（２）発達障害者の能力に見合った職場や職種の周知

ご提案内容を参考にさせていただき、ホームページの充実について検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

（３）ICT を活用した効果的な発達障害者就労支援技法の情報提供

ご提案内容を参考にさせていただき、ホームページの充実について検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

（４）発達障害者の職場定着支援の強化

R3 年度まで全障害向けに職場におけるコミュニケーション講座を開催しておりましたが、参加者が少ないため事業を見直し、廃止となっております。センターで開催する講座について、今後も見直しを行ってまいります。

【障害者総合支援センター】

（５）職場における発達障害のある人への合理的配慮の提供と理解促進

同じ発達障害（診断名）でも必要な合理的配慮は人によって異なります。そのため、一律に掲載することは難しいと考えております。

さいたま市障害者総合支援センターでは、障害者が就職活動する段階で職場実習を実施するなどして、その人に必要な合理的配慮が何かを把握し、企業にお伝えして理解していただくよう努めています。また障害のある人にも、自信の特性や配慮してもらいたい事項を自身でも把握し、説明できるよう助言しています。

【障害者総合支援センター】

（６）発達障害者就労支援センターの創設

さいたま市では特定の障害に特化した就労支援センターの設置予定はございません。

発達障害者で就労中、または就職活動を希望される方に関しては、さいたま市障害者総合支援センター就労支援係と発達障害者支援係（発達障害者支援センター）が連携し支援を行ってまいります。

【障害者総合支援センター】

（７）障害者総合支援センターにおけるジョブコーチの養成と増員

さいたま市障害者総合支援センターではジョブコーチのスキル向上に向け、所内での研修や指導を行うとともに、ジョブコーチ養成研修の受講を予定しています。なお、ジョブコーチの増員予定はありません。

ジョブコーチ派遣は障害者従業員と職場、双方の了解を得て実施しています。派遣は永続的に実施するものではなく、職場の同僚等による支援（ナチュラルサポート）ができるように支援することも目的となります。

職場定着支援に関しては、引き続きジョブコーチ支援のほか、センター内での面談も活用し、ご本人が長く勤められるよう支援してまいります。

【障害者総合支援センター】